

## 福島第一原子力発電所事故の損害賠償請求に係る一部合意について

県が、東京電力株式会社に対し行っている福島第一原子力発電所事故に係る損害賠償請求について、7月21日に、第4次請求分、第3次請求の継続協議分について損害賠償金の提示があり、内容を精査した結果、8月4日に一部受け入れに合意しました。今回、一部合意した損害賠償金については、8月中の受け入れに向けて手続きを進めています。

なお、賠償の対象外とされた経費については、引き続き請求と交渉を進めていきます。

### 1 第4次請求について

#### (1) 請求の内容

- ・請求日：平成26年9月26日
- ・請求額：652,999,387円及び遅延損害金（年5%）
- ・対象期間：平成24年4月から平成25年3月まで
- ・請求内容：放射線・放射能測定委託費、測定機器等購入費等

#### (2) 支払いの一部合意内容

- ・支払予定額：606,474,458円
- 請求に対する割合：92.9%

【第4次請求に対する支払予定額の状況】 （単位：円）

	請求額	支払予定額	割合
1) 放射線・放射能の監視・測定	305,381,830	291,656,608	95.5%
2) 健康不安への配慮	206,837	0	-
3) 汚染・被害の拡大防止	325,836,809	295,395,941	90.7%
4) 放射線線量低減化対策	10,896,869	9,337,255	85.7%
5) 汚染物・廃棄物の処理	2,966,076	2,888,333	97.4%
6) 損害への対応	7,600,167	7,134,133	93.9%
7) 正しい知識の普及・啓発	480	0	-
8) その他	110,319	62,188	56.4%
合 計	652,999,387	606,474,458	92.9%

#### (3) 賠償対象外の額： 46,524,929円

- ・主な内容：県産品風評対策マーケティング調査委託費（約702万円）  
県産物消費回復・販路拡大モデル事業委託費（約573万円）  
県産品風評対策「効果検証」業務委託費（約307万円）
- ・賠償対象外の理由：法令・政府指示等により負担を余儀なくされた費用と認め  
ることは困難であり、かつ、その実施方法に地方公共団体の裁量による選択の幅が大きく、賠償対象と判断されな  
かったため。

## 2 第3次請求の継続協議分について

### (1) 継続協議の内容

- ・内 容：測定検査委託費，関連消耗品購入費 等
- ・継続協議額： 7, 653, 881円

### (2) 支払いの一部合意内容

- ・支払予定額： 2, 945, 324円

#### 【第3次請求の継続協議分に対する支払予定額の状況】 (単位：円)

	継続協議額	支払予定額
1) 測定検査委託費	4,909,695	947,520
2) 関連消耗品購入費等	2,377,027	1,699,755
3) その他	367,159	298,049
合 計	7,653,881	2,945,324

### (3) 賠償対象外の額： 4, 708, 557円

- ・主な内容：放射性物質測定検査委託費（約396万円）  
関連消耗品購入費（約68万円）
- ・賠償対象外の理由：法令・政府指示等により負担を余儀なくされた費用と認めることは困難であり，かつ，その実施方法に地方公共団体の裁量による選択の幅が大きく，賠償対象と判断されなかったため。

#### 【参考：県の損害賠償請求額等の状況】 (単位：円)

	請求額	支払（予定）額	不払額	割合
第1次請求	168,372,075	167,309,080	1,062,995	99.4%
第2次請求	196,561,485	0	196,561,485	-
第3次請求	132,075,986	118,251,048	13,824,938	89.5%
第4次請求	652,999,387	606,474,458	46,524,929	92.9%
下水道分	278,439	278,439	0	100%
第5次請求	590,858,408	0	590,858,408	-
小 計	1,741,145,780	892,313,025	848,832,755	51.2%
企業局分	425,089,899	295,196,987	129,892,912	69.4%
合 計	2,166,235,679	1,187,510,012	978,725,667	54.8%